障がい者の方への理解と差別

～障害のある方でも気持ちよくサービスを受け取れるようにする為には～

障がいと者は？

障がい者とは、身体的、精神的、又は発達に関して障害があり、生活上問題があり支援が必要なひと。又は必要ではないが障害が理由で社会的な参加においてトラブルが起こってしまう人のことをいいます。
障がい者の種類は以下の3種類によって分けられます。

身体障がい者	身体障害とは、両手両足に不自由があったり、視覚や聴覚の機能が低下しているなど身体機能に何らかの障害がある状態のことです。 身体障害者福祉法は、身体障害者を「身体上の障害がある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人」と定義しています。18歳未満の方は障がい児という。
知的障がい者	「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」。
精神障がい者	「**精神障害者**」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその 依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

【障がい者マークの種別】

障害者総合支援法

障害者総合支援法は、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

これは障害者自立支援法の改正法として2012(平成24)年に成立した障害者に対する福祉サービスなどを規定した法律です。法の目的は、地域社会で健常者と障害者が分け隔てなく生活できるようにしようとしたとき必要となる各種サービス等を充実させることです。障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援する事を目的としています。そのため、特定の障害について規定するのではなく、身体、知的、精神のいわゆる三障害のほか発達障害や難病も対象となっています。

障害者手帳を持っていることが前提で市役所に申請することによって障害支援区分が決定し利用できるサービスになっています。また、誰もが地域で自分の望む生活をすることができるよう、各種施設や医療機関から地域に戻るための支援システムなども組み込まれています。

障害者差別解消法（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）

目的

第一条　この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

参照：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html　内閣府ホームページ

2016年4月に施行された法律であり、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がい者に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止したものです。また、この法律では、役所や事業者に対して、障がい者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者の場合は対応に努めること）が求められています。なお、「障害者差別解消法」は雇用以外に関するものを対象としており、雇用に関するものについては、同時期に施行された「改正障害者雇用促進法」にて規定されています。

障害者差別解消法で定める２つのポイント

☞「不当な差別的取扱い（障害を理由に拒否、制限、条件を与える事を禁止）」と「合理的配慮の提供（負担が大きすぎない範囲内で対応すること）」

【不当な差別的取扱いの具体例】

・受付や窓口の対応を拒否する
・保護者や介助者が一緒でないと入店を拒否する
・習い事教室などへの入会を拒否する
・学校の受験や入学を拒否する
・保護者や介助者に向かってだけ話しかける

障害者差別の事例

①重度心身障害児が保育所に入所する場合、「自分でスプーンやフォークを持てない」「自分一人で歩くことができない」という理由で入所を断られるという。

②ボランティアセンターに行って「ボランティアをやりたい。」と言ったら、「あなたがやるんですか？」と言われた。

③喫茶店で障がい者施設で働く人が「働いている障害者施設で、職員が自閉症の子を投げ飛ばして、その子が大泣きした」という話をして笑っていた。

④聴覚障害者。健常者のスポーツ団体に申し込もうとしたら、「聞こえないとチームワークが作れない。」等の理由で断られた。

参照：https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/iken/h17/sabetsu/service.htm千葉県Chiba Prefectural Governmen

「不当な差別的取り扱い」に対する「合理的配慮」とは？

【合理的配慮の提供の具体例】

・段差がある場所で補助をする。
・絵や写真、文字、タブレットなどで意志を伝えるための工夫をする。
・障害特性に応じて座席を用意する。
・ゆっくりわかりやすく話す。
・書類やサインなどを代わりに書く。

それでは先ほど発表した「不当な差別的取扱い」に対する「合理的な配慮」を考えてみましょう？
自分が思う「思いやり」を考えてください。

まとめ

誰しも事故などにより中途障がい者になる可能性があります。

また、家族が不幸に見舞われ障がい者の家族として立場を置かれることも十分に考えられます。

誰もがなり得る障害を身近に感じてください。そうすれば障がい者差別という考えがなくなります。むしろ障害を持っているのに自立しようと頑張っている姿に対し尊敬できます。

障がい者の方も店に来店します。その方たちに気持ちよくサービスを受けてもうということで最も大事なことは「障害理解」だと思っています。もし、自分が事故を起こしました。車いすを必須とする生活になりました。

その場から立ち直ることができますか？

また、生まれてから自由に走ることができない事。周りの言葉が理解できない事。環境になじめなく一人だけ孤立する事。耐えることができますか？

障がい者の方は健康な身体、精神になれることを心から望んでいます。しかし、現実は難しいからこそ私達がしっかりとその気持ちを理解しなければなりません。

みんながそのことを忘れずにプロ意識を持てば差別などなくなり「障害があっても乗り越えてきている」といった尊敬という眼差しにに代わると考えています。

障害を身近に感じ障害を理解することが障がい者差別のない世界につながることだと信じています。